

●香川県告示第358号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次の表の右欄に掲げる土地を当該左欄に掲げる字の区域に編入する旨、まんのう町長から届出があった。

平成23年9月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

仲多度郡まんのう町吉野字下高屋原	仲多度郡まんのう町吉野字西高屋原4316の1、4316の2、4316の4、4316の6、4316の10から4316の12まで、4316の14、4316の16、4316の17
仲多度郡まんのう町吉野字西高屋原	仲多度郡まんのう町吉野字桶樋3348
	仲多度郡まんのう町吉野字大分股4281の2から4281の4まで、4281の9、4281の10
仲多度郡まんのう町吉野字桶樋	仲多度郡まんのう町吉野字西高屋原4314の37から4314の39まで
	仲多度郡まんのう町吉野字深田3506の4、3519の10及びこの区域に隣接する水路である町有地の全部、3519の19
仲多度郡まんのう町吉野字深田	仲多度郡まんのう町吉野字上高屋原4242